

(参考1) 「工事契約適正化制度」の導入及び見直し経緯

平成19年4月、「工事契約価格適正化制度」を導入しました。

平成20年12月及び平成21年5月、国が調査基準価格を引き上げたことに伴い、本制度においてこれに相当する「低入札基準価格」を2段階で引き上げました。

平成21年12月、本制度の適用範囲拡大による運用強化並びに調査の迅速化を図ることを目的とし、「最低制限価格の導入」、「適正契約基準価格の引上げ」、「工費内訳の調査基準を設けて簡易調査を導入」という見直し(以下、「新制度」という)を行いました。